

必見

求職者の方を**試行的に雇用**する事業主様 ご活用ください!!

就業経験が少ない方を
有期雇用すると
返済不要の助成金が

最大

15万円



対象者1人あたり、月額最大 **4万円** の助成金が支給! (最長3ヶ月間)



対象者が母子家庭の母等 または 父子家庭の父等の場合、

1人あたり、月額 **5万円** の助成金が支給! (最長3ヶ月間)

貴社が抱える「資金不足」と「人材不足」を公的制度で解決!

助成金の専門家が貴社にあった助成金の申請方法について、無料でアドバイスをいたします!

詳細やご相談は裏面へ

トライアル雇用助成金 徹底活用法 !!

トライアル雇用助成金 Q & A

Q ハローワークの紹介って何？

A 会社がハローワークに求人を出して、その求人に応募があった方を採用することです。

Q 対象者はどんな人？

A 紹介日時時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
紹介日時時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後に安定した職業についていない
紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている
妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
就職の援助を行うにあたって、特別な配慮を要する者

Q 具体的には何をすればいいの？

A 事前にトライアル雇用求人をハローワークに提出
ハローワークの紹介と本人の希望により、原則3カ月間の有期雇用で雇い入れる

ご存知の通り、助成金は国から
タダで貰えて返済も不要のお金です。

ですが、メリットが大きい分貰うための条件も厳しいです。

しかし、
今回ご紹介する助成金は非常に貰いやすくなっています！

多額の助成金を受け取ることが出来る機会です。

他にも様々な
助成金がございます。

貴社に合った助成金をお探しなら、ぜひ、
専門家へお尋ねください！

助成金活用無料相談実施中

助成金・給与労務手続きセンター™

川村裕社会保険労務士事務所

Copyright(C) 川村裕社会保険労務士事務所 All Rights Reserved.

TEL : 043 - 306 - 2856

FAX : 043 - 306 - 2857

千葉市中央区春日2-21-10-701

hiro@kawamura-sr.com